

宇城市小規模契約希望者登録要綱〔契約検査課〕

平成23年1月25日

告示第4号

宇城市小規模契約希望者登録要領（平成17年宇城市告示第185号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、本市が発注する小規模な契約について、市内業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

（対象となる契約）

第2条 この告示の対象となる契約は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるもの
- (2) 1件の予定価格が宇城市契約事務取扱規則（平成17年宇城市規則第46号）第14条の2各号に規定する額以下のもの

（登録基準）

第3条 この制度に登録できるものは、市内に主たる事業所又は住所を有するもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていないもの
- (2) 宇城市競争入札参加資格審査申請（指名願）をしているもの（以下「指名願提出者」という。）
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しないもの
- (4) 市税を滞納しているもの（当該滞納しているものについて、分納を誓約し、かつ、当該分納を履行していると認められるものを除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方として不適当と認められるもの

（登録申請書類）

第4条 登録を希望するもの（以下「申請者」という。）は、宇城市小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税等滞納有無調査承諾書（様式第2号）
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (3) 申請者が法人の場合は、登記簿謄本の写し
- (4) 申請者が個人の場合は、運転免許証又は住民票等の氏名及び住所が確認できるものの写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

（登録の受付）

第5条 登録の受付は、審査年（令和7年及び同年後3年ごとに到来する年をいう。）の2月1日から随時行う。

2 登録受付の窓口は、総務部契約検査課及び各支所とする。

(名簿への登載)

第6条 市長は、第4条の規定により申請書の提出があった場合は、これを審査し、宇城市小規模契約希望者登録審査結果通知書（様式第3号）を申請者に発送するとともに、登録の決定がなされたもの（以下「登録者」という。）を宇城市小規模契約希望者登録名簿（様式第4号。以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。この場合において、登録名簿は、庁内に公開するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、審査年の4月1日から次の審査年の3月31日までの3年間とする。ただし、審査年の4月2日以降の登録者の登録の有効期間は、その登録を決定した日から次の審査年の3月31日までとする。

(登録事項変更等の届出)

第8条 登録者は、次の各号のいずれかに該当したときは、宇城市小規模契約希望者登録事項変更・廃止・辞退届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 登録した事項に変更があったとき。
- (2) 事業を廃止したとき。
- (3) 登録を辞退するとき。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、宇城市小規模希望者登録取消決定通知書（様式第6号）により登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 倒産し、又は破産したとき。
- (3) 契約の履行に関し、不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(登録の取扱い)

第10条 市は、予定価格が30万円未満の契約のうち、次の各号のいずれかに係るものの業者の選定については、原則として登録者の中から行うものとする。ただし、登録者数が必要見積業者数に満たないときは、指名願提出者から選定することができるものとする。

- (1) 建設工事
- (2) 修繕

2 市は、前項の規定に該当しない契約に係る業者の選定については、登録者及び指名願提出者のいずれからも行うことができるものとする。ただし、予定価格が30万円未満の契約の業者の選定に当たっては、積極的に登録者に見積への参加の機会を与えるよう努めるものとする。

(契約保証金)

第11条 この告示の規定による契約の締結については、契約保証金を免除する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年3月1日から施行し、改正後の宇城市小規模契約希望者登録要綱（以下「改正後の要綱」という。）は、同年4月1日以後に契約を締結するものについて適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から平成23年4月1日までの間に締結する契約については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。